

## 知・徳・体の調和のとれた児童の育成

\*小学校でつけるべき力をきちんと身につけ  
中学校でさらに活躍できる子ども

### 学校教育目標

学び確かに

心豊かに

体健やかに

### めざす子ども像 —— 「いのち」輝く子ども ——

- ① しっかり学ぶ子ども (意欲的に取り組み、学びを高める子ども)
- ② やさしい子ども (思いやりと花を愛する心を持ち、協力し合う子ども)
- ③ 元気な子ども (しなやかで、たくましい子ども)

### 今年度、特に力を入れて取り組んでいくこと

- ① 知の育成と児童活動の活発化
- ② 新学習指導要領への対応

国語の力、算数・理科の力、英語活動(1年～4年:国際理解教育)等

\*英語活動:コミュニケーションの素地と態度を養う

### 具体的には

- ① 年間計画・日課表の見直しをしました。
- ② より望ましい生活集団・学習集団に育てていきます。
- ③ できるだけきめ細やかな指導をしていきます。
- ④ 地域のよさを生かした教育活動を推進していきます。
- ⑤ 家庭とより連携を図りながら子ども達を育てていきます。

## 学ぶ楽しさを実感できる授業・学校生活

子ども達に、「危険予知能力」を!

平成21年度 日 課 表

(1年)

	月	火	水	木	金	普通日課 時刻
朝	先生との 時間	はげみ学習	全校朝会	朝読書	読み聞かせ・読書	8:30～ 8:45
1校時						8:50～ 9:35
休憩						9:35～ 9:40
2校時						9:40～10:25
中間休み						10:25～10:50
3校時						10:50～11:35
休憩						11:35～11:40
4校時						11:40～12:25
給食	給 食					12:25～13:40
昼休み						
掃除	掃 除		ハッピータイム	掃 除		13:40～14:00
5校時	学級の時間		英語・音楽タイム	学級の時間	学級の時間	14:00～14:15
	終わりの会			終わりの会	終わりの会	14:15～14:30
						14:30～14:45
		終わりの会	終わりの会			14:45～15:00
	職員会議	学びのルーム	研修会	委員会活動	クラブ活動	15:00～
						(委員会)～15:45
				(クラブ)～16:00		

平成21年度 日 課 表 5/6年

	月	火	水	木	金	普通日課 時刻	
朝	先生との 時間	はげみ学習	全校朝会	朝読書	読み聞かせ・読書	8:30～ 8:45	
1校時						8:50～ 9:35	
休憩						9:35～ 9:40	
2校時						9:40～10:25	
中間休み						10:25～10:50	
3校時						10:50～11:35	
休憩						11:35～11:40	
4校時						11:40～12:25	
給食	給 食					12:25～13:40	
昼休み							
掃除	掃 除		ハッピータイム		掃 除	13:40～14:00	
5校時			英語・南都タイム			14:00～14:15	
						14:15～14:30	
						14:30～14:45	
				終わりの会		14:45～15:00	
	終わりの会	終わりの会	終わりの会	委員会活動 3M	クラブ活動 4M	終わりの会	15:00～15:15
	職員会議	学びのルーム	研修会				
						(委員会) ～15:45	
						(クラブ) ～16:00	

# 平成21年度 学校行事等予定

(平成21年4月25日現在)

行 事 名	月 日	備 考
第一学期始業式	4月 7日(火)	
入学式	4月 8日(水)	
PTA委員会	4月17日(金)	
授業参観・PTA総会	4月25日(土)	弁当の日
授業参観・PTA総会の振替休業日	4月27日(月)	
遠足(3・4年)	5月12日(火)	3・4年弁当
遠足(1・2年)	5月15日(金)	1・2年弁当
市陸上運動記録会(6年)	5月20日(火)	6年生は弁当 *翌日が予備日
相撲大会・しんぼく学級	5月30日(土)	
相撲大会の振替休業日	6月 1日(月)	
家庭訪問	6月3日・4日・5日・8日	
宿泊学習(5年)	6月18日(木)～19日(金)	5年生は弁当等
南部タイム発表	6月24日(水)	
市水泳記録会(6年)	7月 8日(水)	6年生は弁当
通知表配付・PTA研修会	7月23日(木)	午後から
第一学期終業式	7月24日(金)	
夏季休業	7月25日(土)～8月18日(火)	
カップ教室	7月27日(月)・28日(火)	
第二学期始業式	8月19日(水)	
校内水泳大会	8月25日(火)	
大運動会	9月 5日(土)	弁当の日
運動会の振替休業日	9月 7日(月)	
演劇教室	9月16日(水)	
創立記念式	9月18日(金)	125周年
修学旅行(6年)	9月30日(水)～10月1日(木)	6年生は弁当等
市交歓音楽会	10月 2日(金)	
文化祭	10月23日(金)	
学校開放日・祖父母参観日	11月18日(水)	
個人面談	12月17日・18日・21日・22日	
第二学期終業式	12月24日(木)	
年末年始休業	12月25日(金)～1月6日(水)	
第三学期始業式	1月 7日(木)	
授業参観・学級懇談会	2月10日(水)	
修了式・通知表配付	3月17日(水)	
卒業証書授与式	3月18日(木)	
離任式	3月26日(金)	

## \*南部小3つの生活目標

- (1) 気持ちのよい返事やあいさつをしましょう。
- (2) たくさんの友達と積極的にかかわりましょう。
- (3) 物を大切に、あとかたづけをしっかりとしましょう。

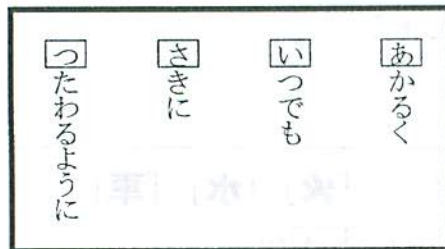


### (校内生活)

- (1) 服装 ・小学生らしい服装をし、いつも名札を左の胸につけ、ハンカチ、ちり紙を身に付けましょう。  
・内ズックは白。外で運動するときは、運動に適したズックをはきましょう。
- (2) 記名 ・持ち物には、学年・名前をはっきり書きましょう。
- (3) 放課後 ・下校時刻〔月～金… 4時20分 (11月～3月は4時)〕を守りましょう。
- (4) 持ち物 ・学習に関係ない物は持ってこないようにしましょう。

### (校外生活) ※いいこと悪いことを自分で判断し楽しく安全に生活しましょう。

- (1) 明るいあいさつ やさしい心 ・明るいあいさつをしましょう。



・やさしい心で、まわりの人に親切にしましょう。

- (2) 登校 ・決められた時刻に集合し、一列に並んで8時～8:10分まで登校しましょう。  
・副班長 一班員 一班長の順で、そろって登校しましょう。

- (3) 下校  
 ・通学路を通り、寄り道をしないようにしましょう。  
 ・知らない人に声をかけられても、ついていかないようにしましょう。  
 ・危険な目にあったら、大声で「助けて」とさげびましょう。

- (4) 遊び  
 ・危険な場所で遊ばないようにしましょう。  
 (最上川、用水路、工事現場、線路など)



- ・危険な遊びをしないようにしましょう。  
 (火遊び、川や沼の近くでの水遊び、エアガンなど)  
 ・遊びに行く時は、家の人に行き先と帰りの時刻を告げて出かけましょう。  
 ・買い食いはしないようにしましょう。(お釜をもって遊ばない。)  
 ・おごったり、おごられたりしないようにしましょう。  
 ・カードなどの交換や、ゲーム、CDなどの貸し借りをしないようにしましょう。  
 ・用事のない店に出入りしないようにしましょう。

- (5) 自転車乗り  
 ・自転車は家の人の許可を得て、乗り方の決まりを守って乗りましょう。  
 ①子どもだけで学区外へ乗っていかないようにしましょう。  
 ②県道(バス通り)や国道(バイパス)は乗らないようにしましょう。

★いつでもどこでも「しっかり止まってはっきりかくにん！」

- (6) その他  
 ・学区外に行く時は、家の人といっしょに行きましょう。  
 (4～6年生が、市民プール・市民体育館・市立図書館などの公共施設に行く時は、家の人にことわって、バスや電車を使って出かけましょう。)  
 ・公民館、保育所、幼稚園などの公共施設を使うときは許可をもらい、きまりを守って使しましょう。

★命を守る3つのやくそく 「火」「水」「車」

★不審者対策合言葉



ついていかない

車にのらない

おおえを出す

すぐにげる

しらせる

「いかのおすし」

## 山形県PTA連合会安全互助会傷害保険の加入について

別紙「山形県PTA安全互助会加入のご案内」参照

### 1. 見舞金支給の対象となるもの

- ・ 学校管理下外でのけが（自宅でのけが、スポ少でのけが、交通事故等）
- ・ 登下校時のけが

いずれも、

けがをした日から治癒するまでの期間が7日以上のもので  
通院が2回以上のもの（けがをした日から7日目以降の通院がある場合）

\* 賠償補償は別紙参照

### 2. 掛け金

PTA会員（一世帯）	600円
追加児童（上に兄弟がある場合）	450円

\* 学校集金で口座引きおとしになります

### 3. 加入について

学校PTA単位での加入（本校はAタイプに加入する）

### 4. その他

事故が発生した場合、事故の日から30日以内に互助会に事故報告書を出すことになっています。  
できるだけ早く、学校の方に連絡をお願いします。

## 日本スポーツ振興センター災害共済給付について

別紙「災害共済給付制度のお知らせ」参照

### 1. 災害共済給付の対象となる負傷、疾病

負傷の原因となる事故が学校の管理下において発生したもので、療養に要する費用が5000円以上のもの。

\* 5000円以上とは、医療費の総額をいい、窓口で支払う自己負担金（3割）と保険者が負担する額（7割）を合算した額である。自己負担金1500円以上が該当になる

### 2. 医療費支給額

医療費の4/10（窓口で支払う額3/10+療養に伴って要する費用1/10）

### 3. 掛け金について

**保護者負担金 460円**（市負担460円）

\* 学校集金で口座引きおとしになります

### 4. 加入について

寒河江市は原則として全員加入。一年生の保護者より同意書をいただき、以後6年間継続加入となる。

1年生には同意書を配付いたします。ご記入の上、4月28日（火）まで提出をお願いします。

# 山形県PTA連合会安全互助会からのご案内

## (児童・生徒、教職員、PTA会員傷害・賠償補償制度)

(傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約条項(学校の管理下外のみ担保)・PTA団体傷害保険特約条項)  
(賠償責任保険普通保険約款+PTA特別約款)

本制度は、山形県PTA連合会が契約者となり、児童・生徒、教職員、PTA会員等を被保険者として、共栄火災海上保険株式会社と締結する保険契約を活用した補償制度です。被保険者の範囲については、「児童・生徒、教職員、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要」をご覧ください。

### 補 償 期 間

平成21年4月1日～平成22年4月1日

## 山形県PTA連合会安全互助会

このパンフレットのうち、保険に関する記載はその概要をご説明したものですので、保険の内容についての詳しいことは引受保険会社へお問い合わせください。また添付の重要事項説明書を必ずご一読ください。

〔事務手続き問合せ先〕

**山形県PTA連合会安全互助会**

〒990-0041

山形県山形市緑町1丁目9番30号

山形県新築西通り会館内2階

TEL:023-631-0055 FAX:023-635-4359

〔引受保険会社〕

**共栄火災海上保険株式会社**

〒990-0039

山形県山形市香澄町2丁目11番13号

南東北支店 山形支社

TEL:023-622-2827 FAX:023-624-0219

〔事故査定〕

北日本損害サービス部仙台火災新種損害サービス課

宮城県仙台市青葉区本町2-16-14

TEL:022-265-2342 FAX:022-227-1719



# 補償の事例

## 1. 児童・生徒、教職員のケガ

学校契約団体傷害保険特約条項(学校の管理下外のみ担保)付帯普通傷害保険(学校契約団体傷害保険)

◎学校の管理下外(家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等)での急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。



●自動車にはねられてケガをした



●自転車で転倒してケガをした



●野球でケガをした



●スキーをしていて足をネンザした



●自宅や外出先の建物内での火災によりケガをした

※入院・通院の場合、事故の日から起算して7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金のお支払い対象となります。

## 2. P T A会員のケガ(児童・生徒、教職員も対象)

P T A団体傷害保険特約条項付帯普通傷害保険〔P T A団体傷害保険〕

◎P T A会員(含む児童・生徒、教職員)が、P T A主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償



- ・P T A奉仕作業中、カマでケガをした。
- ・P T A球技大会のため、P T Aの計画による練習参加中にケガをした。
- ・P T A行事参加の途中、ケガをした。

※入院・通院は1日目から保険金支払いの対象となります。

(1. 学童のケガ 2. P T A会員のケガ共に)

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの(上記3項目に該当しないケガの例)

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、寄生虫によるケガ、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるケガ)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金お支払いの対象とはなりません。

既に存在していた体質的な要因や病気(骨粗しょう症を含みます)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガが原因の体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金のお支払い対象とはなりません。)

## 3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 P T A特別約款(児童・生徒賠償責任担保条項)

◎日本国内において発生した日常生活における学童の行為によって生じた偶然の事故(ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外)により、学童・親権者およびその他の法定の監督義務者が第三者に法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった



●ショッピング中にお店の商品をこわしてしまった

- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。(ただし、スポーツ中の事故については周りの状況等によって判断が異なることがあります)
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。(学校側の管理に問題がなかった場合)

## 4. P T A活動中の賠償事故の補償

賠償責任保険 P T A特別約款(管理者賠償責任担保条項)

(P T A主催・共催行事に限る)

◎P T A活動中に、偶然な事故により、第三者の身体障害、または財物の損壊についてP T Aが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎P T A活動を行うために第三者から借り受けた財物(使用・管理している間)、P T Aの構成員であるP T A会員・学童が損壊・紛失したり盗取されたことによりP T Aが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



- ・P T A主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・P T A行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた行人がケガをした。
- ・P T Aが借りたタコ焼き器を、取り扱いの不備で破損してしまった。

## お客様に関する情報の取り扱いについて

### お客様に関する情報の取り扱いについて

この保険契約の加入に際して、ご提供いただいた情報につきましては、所属される企業または団体（保険契約者である場合に限り）から共栄火災海上保険株式会社（共同保険契約の場合には保険の引受保険会社を含みます）に提供されます。なお、共栄火災海上保険株式会社における情報の取り扱いについては、後記のとおりです。

共栄火災海上保険株式会社における情報の取り扱いについて

#### ①情報の利用目的について

共栄火災海上保険株式会社は、所属される企業または団体から提供された情報については、保険制度の健全な運営サービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。

- 保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
- 共栄火災海上保険株式会社、そのグループ会社・団体または提携先の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供

#### ②情報の第三者提供について

共栄火災海上保険株式会社は、所属される企業または団体から提供された情報については、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記①に定める利用目的の範囲内において、共栄火災グループ会社・団体または提携先企業等と共同利用する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- 保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を(社)日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共用する場合

○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報などを提供する場合

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ

(<http://www.kyoeikasai.co.jp/>) をご覧ください。

## 損害保険契約者保護機構等について

引受保険会社の経営が破綻した場合または保険業法に基づく業務停止等の手続きが行われた場合には、保険金および解約返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えて「損害保険契約者保護機構」があり、個人分野の保険を中心に一定範囲の補償がされます。補償の対象および補償割合などについては、引受保険会社へお問い合わせください。

## 事故が発生した場合には

### 【普通傷害保険・賠償責任保険共通】

万一事故が発生したときは、ただちに各学校へご通知ください。事故の日からその日を含めて30日以内に引受保険会社に連絡ができない場合は、保険金のお支払いが出来ないことがありますので、充分ご注意ください。

### （賠償事故の場合）

- 示談に際し引受保険会社の承認が必要ですので必ず事前にご相談ください。
- 引受保険会社にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた賠償金の全部または一部について保険金をお支払いできない場合があります。
- ご連絡いただく事項
  - ①賠償事故が発生した日時・場所および状況
  - ②被害者の住所・氏名及び被害物件
  - ③賠償事故の内容・原因等

### （傷害事故の場合）

- おケガをされた場合には医師の診断書をお取付けいただく場合があります。

## 普通傷害保険の概要

普通傷害保険普通保険約款

【学校契約団体傷害保険特約条項(学校の管理下外のみ担保)・PTA団体傷害保険特約条項】

### 保険金をお支払いする主な場合

【学校契約団体傷害保険特約条項(学校の管理下外のみ担保)付帯普通傷害保険】

被保険者(保険の補償を受けられる方)が、学校の管理下<sup>\*1</sup>外において、急激かつ偶然な事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。ただし、入院保険金、手術保険金、通院保険金については、事故の日から起算して7日目以降において、下記入院保険金または通院保険金をお支払いすることができる状態にある場合に限り、保険金のお支払い対象となり、入院・通院の初日からを対象としてお支払いします。

※1 「学校の管理下」とは次の場合をいい、この場合におけるケガは補償の対象とはなりません。

- ①学校の授業中(正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。以下同様とします。)
- ②在校中(授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設(児童・生徒が居住している寄宿舎、合宿場所等を除きます。以下、「学校施設」といいます。)内にいることをいいます。)ただし、学校施設内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に限りま。
- ③教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中(学校の教職員が引率するものに限りま。)

【PTA団体傷害保険特約条項付帯普通傷害保険】

被保険者(保険の補償を受けられる方)<sup>\*2</sup>が、PTAの管理下<sup>\*3</sup>においてPTA行事<sup>\*4</sup>に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※2 「被保険者」は、下記の者をいいます。

- ①PTA会員
- ②PTA会員の同居の親族(PTA会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます)
- ③PTA会員の代理としてPTA行事に参加する者。ただし、当該行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りま。

※3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

※4 「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に(名称の如何を問いません)基づく手続を経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

## お支払いする保険金

【学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険共通】

- ①死亡保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡されたときは、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を控除した残額をお支払いします。】
- ②後遺障害保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%の範囲内でお支払いします。ただし、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額を限度とします。】
- ③入院保険金【事故によるケガがもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ医師の治療を受けるため入院された場合、事故の日からその日を含めて180日を限度として、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、入院中に別の事故により入院を必要とするケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。】
- ④手術保険金【入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において所定の手術を受けたときは、入院保険金日額の種類に応じて定めた倍率(100倍・20倍・40倍。ただし、1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率)を乗じた額をお支払いします。なお、1事故によるケガについて1回の手術に限りま。】
- ⑤通院保険金【事故によるケガがもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けるため通院(往診を含みます。)された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対して90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。また通院の保険金が支払われるべき期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してお支払いできません。】

※上記①～⑤の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

※既に存在していた体質的な要因や病気(骨粗しょう症を含みます)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガの原因が体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金のお支払い対象とはなりません。)

### 保険金をお支払いできない主な場合

主に下記のような事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いしません。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべきケガ（PTA団体傷害保険特約のみ）
- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意によるケガ
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- 無資格運転、酒酔運転、麻薬等をしての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
- 自転車、オートバイ、モーターボート等による競技、試運転などを行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

など

被保険者の範囲（○印が被保険者の範囲に含まれる方です。）

特 約	児童・生徒 (教職員)	PTA会員 (※1)	PTA会員の 同居の親族	PTA会員の 代理者
学校契約団体傷害保険特約 (学校管理下外のみ担保)	○	×	×	×
PTA団体傷害保険特約	○	○	○	○ (※2)

(※1) 当該PTAの会則による会員をいいます。

(※2) あらかじめ当該行事への参加がPTAに認められている場合に限ります。

- 学校契約団体傷害保険特約（学校管理下外のみ担保）とPTA団体傷害保険特約の補償範囲  
詳細はそれぞれの特約条項の定めによりますが、児童・生徒の傷害事故の補償のイメージは下記のとおりです。

学校管理下外		学校管理下中	
(A)	PTA行事参加中		(D)
	(B)	(C)	

【それぞれの特約での補償の可否】

傷害事故を負った時	学校契約団体傷害保険特約 (学校管理下外のみ担保特約)	PTA団体傷害保険特約
(A)	補償対象	対象外
(B)	補償対象	補償対象
(C)	対象外	対象外(※)
(D)	対象外	対象外

- (※) 学校管理下中でもあるため、基本的に独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害補償給付が受けられます。このとき、傷害保険（PTA団体傷害保険特約付帯）からの保険金のお支払いはありません。なお、同法の定める災害補償は、義務教育諸学校等の管理下の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について給付を行うものです。

# 児童・生徒、教職員、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要

## 賠償責任保険の概要

賠償責任保険普通保険約款+PTA特別約款  
 【管理者賠償責任担保条項/児童・生徒賠償責任担保条項】

### 保険金をお支払いする主な場合

- PTA活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任担保条項）  
 PTAが企画、立案し、主催する日本国内におけるPTA活動中に、偶然な事故に起因して与えた第三者の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
- PTAが第三者から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任担保条項）  
 日本国内においてPTA活動を行うために第三者から借り受けた財物（スポーツ用具・体育資材等）をPTAが使用、管理している間に、PTAの会員および児童生徒が損壊、紛失または盗取されたために、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
- 児童・生徒の賠償責任（児童・生徒賠償責任担保条項）  
 PTAの児童・生徒の行為に起因して、第三者に与えた身体の障害または財物の損壊について、PTAの児童・生徒もしくはその親権者・その他の法定監督義務者（親権者および後見人）が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。  
 (※1) PTAとは、父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員の相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。  
 (※2) PTA活動とは、PTAの目的にそってPTAが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

お支払いする保険金には次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
賠償金 費用 損害	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
	② 損害防止軽減費用	事故が発生した後に講じた損害防止軽減措置に要した必要または有益と認められる費用
	③ 応急手当等費用	応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
	④ 争訟費用	訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、弁護士報酬等も含まれます。
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が損害賠償を解決する場合に被保険者が協力するに際して支出した費用
		①～③を合算して自己負担額を超える部分について、てん補限度額を限度として保険金をお支払いします。  てん補限度額の外枠でお支払いします。ただし①の損害賠償保険金がかてん補限度額を超えた場合には、その割合に応じて、比例てん補となります。  てん補限度額に関係なく全額お支払いします。

※法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞い金については、保険金のお支払対象とはなりません。

### 被保険者の範囲

- 管理者賠償責任担保条項：PTA
- 児童・生徒賠償責任担保条項：PTAの児童・生徒、PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者  
 (注1) 児童・生徒賠償責任担保条項については、PTAの児童・生徒の行為に起因する事故についてののみ支払対象となります。  
 (注2) 児童・生徒賠償責任担保条項の被保険者となりうる法定の監督義務者とは、親権者および後見人（民法714条第1項）です。幼稚園主、小学校長等の代理監督者（民法714条第2項）は本条項の被保険者には含まれません。

### 保険金をお支払いできない主な場合

#### 共通

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 戦争（宣戦の有無を問いません）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議などの異常事態に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任

#### 管理者賠償責任担保条項

- 被保険者が所有・使用・管理する施設の修理、取壊、取りこわしに起因する賠償責任
- PTAの占有を離れた物、または飲食物に起因する賠償責任
- PTAの借用物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による、破損、または借用物を返還してから30日経過後に発見された借用物の破損に起因する賠償責任
- PTA活動終了後にPTA以外の活動に起因する賠償責任 など

#### 児童・生徒賠償責任担保条項

- 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 など

## 【コース別会費(補償保険料と補償内容)】

Aコース			
被保険者	補償内容	学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 ( P T A 管理下)
		保険金額	保険金額
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	51万円 / 300万円
		後遺障害	1.53万～51万円 / 9万円～300万円
		入 院	720円 / 3000円
		通 院	480円 / 2000円
		手 術	0.72万円/1.44万円/2.88万円 / 3万円/6万円/12万円
児童・生徒	賠償責任	50万円	
保護者	傷 害	死 亡	300万円
		後遺障害	9万円～300万円
		入 院	3000円
		通 院	2000円
		手 術	3万円/6万円/12万円
	賠償	身体	1名3000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)
		財物 保管物	1事故200万円(自己負担額1千円) 1名10万円期間中500万円(自己負担額5千円)

P T A 会 員 (一世帯児童・生徒1名)	600円(516円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	450円(415円)
教 職 員	360円(341円)

会費内訳 (P T A 会員1家庭  
児童・生徒1名あたり)

P T A 会員1家庭	150円 (傷害94円・賠償7円)
児童・生徒傷害1名	360円(341円)
児童・生徒賠償1名	90円(74円)
教職員傷害1名	360円(341円)

Bコース			
被保険者	補償内容	学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 ( P T A 管理下)
		保険金額	保険金額
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	80万円 / 471万円
		後遺障害	2.4万円～80万円 / 14.13万円～471万円
		入 院	1010円 / 4200円
		通 院	670円 / 2800円
		手 術	1.01万円/2.02万円/4.04万円 / 4.2万円/8.4万円/16.8万円
児童・生徒	賠償責任	50万円	
保護者	傷 害	死 亡	471万円
		後遺障害	14.13万円～471万円
		入 院	4200円
		通 院	2800円
		手 術	4.2万円/8.4万円/16.8万円
	賠償	身体	1名3000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)
		財物 保管物	1事故200万円(自己負担額1千円) 1名10万円期間中500万円(自己負担額5千円)

P T A 会 員 (一世帯児童・生徒1名)	840円(720円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	630円(574円)
教 職 員	540円(500円)

会費内訳 (P T A 会員1家庭、  
児童・生徒1名あたり)

P T A 会員1家庭	210円 (傷害139円・賠償7円)
児童・生徒傷害1名	540円(500円)
児童・生徒賠償1名	90円(74円)
教職員傷害1名	540円(500円)

Cコース			
被保険者	補償内容	学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 ( P T A 管理下)
		保険金額	保険金額
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	124万円 / 732万円
		後遺障害	3.72万円～124万円 / 21.96万円～732万円
		入 院	1440円 / 6000円
		通 院	960円 / 4000円
		手 術	1.44万円/2.88万円/5.76万円 / 6万円/12万円/24万円
児童・生徒	賠償責任	50万円	
保護者	傷 害	死 亡	732万円
		後遺障害	21.96万円～732万円
		入 院	6000円
		通 院	4000円
		手 術	6万円/12万円/24万円
	賠償	身体	1名3000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)
		財物 保管物	1事故200万円(自己負担額1千円) 1名10万円期間中500万円(自己負担額5千円)

P T A 会 員 (一世帯児童・生徒1名)	1,200円 (1,025円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	900円(812円)
教 職 員	790円(738円)

会費内訳 (P T A 会員1家庭、  
児童・生徒1名あたり)

P T A 会員1家庭	320円 (傷害206円・賠償7円)
児童・生徒傷害1名	790円(738円)
児童・生徒賠償1名	90円(74円)
教職員傷害1名	790円(738円)

- ※1 学校契約団体傷害保険では、入院・通院の場合、事故の日から起算して7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金のお支払い対象となります。
- ※2 児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により第三者に法律上の損害賠償を負った場合に補償します。
- ※3 賠償責任保険につきましては、管理者賠償責任担保条項の被保険者(加入者)数が700名を超えなかった場合、または、児童生徒賠償責任担保条項の被保険者(加入者)数が20,000名に満たなかった場合には、保険料が引き上げられます。

※( )内は、補償保険料として、保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営し、発展するために必要な諸経費(会議費、普及活動費、通信費等)です。  
※賠償は児童・生徒数1名につき7円です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校」という。）の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですから、次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。
- 全国の学校で児童生徒等総数の約97%に当たる1,757万人（平成20年度）が加入しています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

**学校の管理下**【各教科や学校行事などの授業中（保育中を含む。）、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学（園）中を含む。】における、児童生徒の**負傷**【骨折、打撲、やけどなど】、**疾病**【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する**医療費**、**障害**又は**死亡**が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食等による中毒</li> <li>・ガス等による中毒</li> <li>・溺水</li> <li>・熱中症</li> <li>・異物の嚥下又は迷入による疾病</li> <li>・漆等による皮膚炎</li> <li>・外部衝撃等による疾病</li> <li>・負傷による疾病</li> </ul>	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円〔通学（園）中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学（園）中の場合1,400万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 1,400万円〔通学（園）中の場合も同額〕 死亡見舞金 2,800万円

（注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）
- ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等（例えば、障害者自立支援法の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ※8 高等学校の生徒及び高等専門学校が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ※9 高等学校の生徒及び高等専門学校が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 加入手続と共済掛金の額

学校では、入学（園）の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

◎共済掛金の額（平成21年度 児童生徒等一人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校	全日制	1,840 (920)
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校	1,880 (940)	—
幼稚園	270 (135)	—
保育所	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金額です。

※ 共済掛金のうち、義務教育諸学校では4割から6割を、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 災害共済給付契約に免責の特約をした場合は、左表の額に1人当たり25円（高等学校通信制は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。（免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担）。

## 給付を受ける手続

<児童生徒等が「学校の管理下」で災害に遭い病院等へかかったとき [医療費の請求手続]>

①「災害報告書」… 学校で作成します。

②「医療等の状況」… 児童生徒等若しくは保護者等が、治療を受けた病院等に持参し記入を受けます。

（その場ですぐを書いていただけないこともありますので、医師等の都合を確認してからお願いするようにしてください。）

③設置者は、①・②の用紙等を独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ提出します。

④センター各支所において審査の上、給付金額を決定し、設置者等を通じて保護者へお支払いします。

このように請求手続は学校が行います。保護者の皆様におかれましては、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり治療の経過を報告したりするなど、学校との密な連携をお願いします。

◎平成19年度 学校種別災害共済給付件数と給付金額

※千円未満切捨てのため、合計額が一致しない場合があります

区 分	医 療 費		障害見舞金		死亡見舞金		合 計		
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	
小 学 校	753,610	4,259,219	90	201,720	7	154,000	753,707	4,614,939	
中 学 校	768,014	5,398,439	124	357,260	25	616,000	768,163	6,371,699	
高等 学 校	全日制	533,367	5,620,458	250	1,058,455	35	777,000	533,652	7,455,913
	定時制	4,533	45,837	10	32,140	0	0	4,543	77,977
	通信制	1,073	14,654	2	8,300	1	14,000	1,076	36,954
高等専門学校	6,077	71,627	3	2,460	2	42,000	6,082	116,087	
幼 稚 園	42,108	224,758	7	14,960	1	14,000	42,116	253,718	
保 育 所	59,024	279,265	11	17,980	4	56,000	59,039	353,245	
合 計	2,167,806	15,914,261	497	1,693,275	75	1,673,000	2,168,378	19,280,536	

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により定められていますが、この「お知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。



独立行政法人 日本スポーツ振興センター [NAASH]

■災害共済給付制度全般の運営に関すること : 学校安全部災害共済課 (<http://www.naash.go.jp/kyosai/>) ☎ 03-5410-9164

■給付金の請求及び支払に関すること : 下記の担当支所 (<http://www.naash.go.jp/branch/>)

仙 台 支 所 (宮城県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台台南ビル8階

☎ 022-716-2106

東 京 支 所 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町10-1 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部庁舎3階

☎ 03-5410-9165

名 古 屋 支 所 (愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県)

〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階

☎ 052-533-7821

大 阪 支 所 (大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階

☎ 06-6456-3601

広 島 支 所 (広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

〒730-0011 広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階

☎ 082-511-2822

福 岡 支 所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階

☎ 092-738-8720

□NAASH 学校安全部では、災害共済給付制度を活用し、学校災害減少を目的とした学校安全支援業務も実施しています。

学校安全支援ホームページから、災害事例や事故対策等の情報をお役立てください。 (<http://www.naash.go.jp/kenko/>)



## 平成21年度 集金方法のお知らせ

学校集金(給食費・PTA会費を含む)と学年集金を一括集金させていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

1. 集金方法・・・口座振替
2. 集金額・・・下記の表の金額+各学年費+15円(振替手数料)

### ◎集金内訳

項目	年間集金額	
給食費(1年)	48,100	
給食費(2～4年)	48,880	
給食費(5年)	48,620	
給食費(6年)	47,840	
学 校 集 金	図書費	1,200
	保健費	430
	視聴覚費	300
	体育費	400
	給食消費費	50
	用紙代	200
	スポーツ振興センター	460
	PTA安全互助会(全員)	450
	PTA安全互助会(最上級児童)	150
	文集ひろの(最上級児童)	1,530
PTA会費	3,600	

### ◎毎月の集金額(1年)

	1人目(P)	2人目より
給食費	4,810	4,810
学校集金	517	349
PTA会費	360	0

### ◎毎月の集金額(2～4年)

	1人目(P)	2人目より
給食費	4,888	4,888
学校集金	517	349
PTA会費	360	0

### ◎毎月の集金額(5年)

	1人目(P)	2人目より
給食費	4,862	4,862
学校集金	517	349
PTA会費	360	0

### ◎毎月の集金額(6年)

	1人目(P)	2人目より
給食費	4,784	4,784
学校集金	517	349
PTA会費	360	0

(学年費は、各学年の会計予算書をご覧ください。)

3. 集金回数・・・5月から2月までの10回
4. 振替日・・・各月 10日 (予備日 20日)  
但し、10日が休業日のときは翌営業日となる。

### ※お願い

振替日(10日)の前日に、指定の通帳に集金額の準備をお願いいたします。

## 平成21年度給食費について

### (1) 金額

☆1食単価 260円（寒河江市内統一金額）

☆年間給食回数

（学年弁当や学年行事が異なるため、全学年同額ではありません。）

1年	260円×185回=48,100円
2～4年	260円×188回=48,880円
5年	260円×187回=48,620円
6年	260円×184回=47,840円

### (2) 納入方法

口座振替により、他の集金と一緒に引き去りになります。

5月～2月の10回（振替日毎月10日）

### (3) 返金について

続けて5日以上の欠食が予想される場合、担任を通して連絡があれば、停止することができます。なるべく早く連絡をお願いします。

\*なお、業者に連絡をして2日後から停止（すぐには停止できない）になるため、連絡いただいた停止日数と実際の停止日数が異なることがあります。

# 就学費援助制度のお知らせ

寒河江市教育委員会

寒河江市では、小・中学生のお子さんが、経済的な事情で就学が困難な場合、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

## 就学費援助の仕組み・内容

次のいずれかの要件に該当する方（世帯）で、国の基準などに従い認定を受けた世帯のお子さんに、「学用品費や学校給食費、医療費」等の一定額を援助する制度です。

### 認定基準

- ◎ 「児童扶養手当」を受給している母子家庭（世帯）
- ◎ 生活保護が停止、又は廃止になった世帯
- ◎ 市民税又は個人事業税が非課税、又は減免を受けている世帯
- ◎ 固定資産税の減免を受けている世帯
- ◎ 国民年金の掛け金の減免を受けている世帯
- ◎ 国民健康保険法の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯 など

## 認定を受けるための手続きの方法

- ① 上記の要件に該当するようでしたら就学費の援助を受けるための「就学費援助申請書」を各学校に提出してください。
- ② 教育委員会では、学校からの意見書や収入及び家庭の状況、民生児童委員の意見などをもとに就学費の援助の可否を総合的に検討し判断します。認定された方には、学校を通じて連絡します。